国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>
本則
（省略）

別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>番号</th><th>教育研究組織の名称</th><th>対象となる職</th><th>任期</th><th>再任に関する事項</th><th>根拠規程</th></tr>
<tr><td>3</td><td>工学研究院</td><td>工学府及び工学部を兼務する助教及び助手</td><td>５年。ただし、再任の場合にあっては５年以内とする。</td><td>再任可。ただし、１回限りとする。</td><td>法第４条第１項第１号</td></tr>
</table>
</td>
<td>
本則
（省略）

別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>番号</th><th>教育研究組織の名称</th><th>対象となる職</th><th>任期</th><th>再任に関する事項</th><th>根拠規程</th></tr>
<tr><td>3</td><td>工学研究院</td><td>工学府及び工学部を兼務する助教及び助手</td><td>５年又は３年。ただし、再任の場合にあっては５年又は３年以内とする。</td><td>再任可。ただし、任期５年の者は１回限りとし、任期３年の者は２回限りとする。</td><td>法第４条第１項第１号</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

附　則（令和元年９月30日教規程第19号）

この規程は、令和元年９月30日から施行する。